3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) **女島(文献調査及び変動地形学的調査)**



第271回審查会合

資料1-1 P75 加筆·修正

93

・鹿野・中野(1986)によると、地質断層としての宍道断層について、「古浦から西方での行方は確認されていないが、その延長に当たる 魚瀬や、更に西方に宍道断層と同規模の北上がり高角逆断層があることから、それに続く可能性が高い。宍道断層やその延長部に当 たる断層の南側にある断層の多くは北あるいは南傾斜40-90°の逆断層で宍道断層同様複背斜を切っており、恐らく宍道断層とほぼ同 時期に形成された。(中略) 東隣境港における研究(鹿野・吉田、1985)では、これらの地質構造は牛切層-松江層の堆積期に南北-北 北西-南南東方向の最大水平圧縮応力下で形成されたと考えられている。」とされている。

・また, 鹿野・中野(1986)は, 橋本ほか(1980)⁽³⁰⁾及び活断層研究会編(1980)⁽³¹⁾を引用し, 伊野浦から坂浦付近を通るENE-WSW方向のリ ニアメントは地質断層とほぼ一致するが, リニアメントは不明瞭であるとし, 確実な変位地形も認められないことから活断層である可能性 は低いとしている。

3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) **女島(文献調査及び変動地形学的調査)**





・鹿野・中野(1986)によると、女島地点において、地質断層としての宍道断層の延長に当たる可能性が高いとして、沿岸部に90°の急傾斜を示す古浦層と30°の緩傾斜を示す成相寺層との間に伏在断層(以下、文献断層①という。)、その分岐断層として、陸域部に25°の緩傾斜を示す古浦層と70°の急傾斜を示す古浦層との間に断層(以下、文献断層②という。)が示されている。
・文献断層②は、女島西方において、東北東一西南西方向の背斜軸を切る断層として示されている。



3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) 女島(女島付近)(地表地質踏査(ルートマップ))



第271回審査会合

資料1-1 P79 加筆·修正

95

・女島西方の西側では北傾斜の古浦層, 女島西方の東側では北傾斜の古浦層が分布することに対し, 女島西方の南 側では南傾斜の古浦層が分布することから, その間を背斜軸が通過し, 女島から女島西方まで連続した構造と考えら れる。



・女島西方の沿岸部の地表地質踏査の結果,文献断層②の通過位置付近の露頭に断層は認められない。 ・次頁以降に,文献断層②の通過位置付近の範囲A,範囲Bの露頭状況の詳細を示す。





3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) **女島**(文献断層②の通過位置付近)(地表地質踏査(範囲A:走向方向))





3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) **女島**(文献断層②の通過位置付近)(地表地質踏査(範囲A:走向方向))





3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) **女島**(文献断層②の通過位置付近)(地表地質踏査(範囲A:走向方向))









3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) **女島(文献断層②の通過位置付近)(地表地質踏査(範囲B)**)^{第309回審査会合} ^{資料2-1 P20 加筆・修正}



3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) 女島(女島地点)(地表地質踏査(ルートマップ))







3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) **女島(女島地点)(地表地質踏査)**

A-A'断面図

第271回審査会合

資料1-1 P86 加筆·修正

105,



・女島地点の地表地質踏査の結果, ルートマップに示すとおり, 沿岸部において, 急傾斜(85°北)の古浦層の礫岩と, やや緩傾斜(30°北) の成相寺層の火山角礫岩が分布することから, 文献断層①の通過位置付近に, 南傾斜の逆断層の存在が否定できない。

・陸域部において, 文献断層②の通過位置付近の露頭に断層は認められない。 ・また, 露頭③-1から露頭⑦までの区間は, 古浦層の礫岩・火山円礫岩が緩やかな背斜・向斜を示すことから, 断層は推定されない。

・以上のことから、女島地点では、沿岸部の急傾斜を示す古浦層と緩傾斜を示す成相寺層との間に、南傾斜の逆断層が推定される。



・文献調査及び地表地質踏査の結果,沿岸部において,急傾斜を示す古浦層と緩傾斜を示す成相寺層との間に, 南傾斜の逆断層が推定されることから,当該地層の急傾斜部において,斜めボーリング3孔(MS-2, MS-3, MS-4) により断層の存否を確認する。

・さらに、断層の存否の確認について万全を期すため、上記斜めボーリングを閉合するように、鉛直ボーリング2孔 (MS-6, MS-7)を実施する。

・また、貫入岩と母岩の接触部において、斜めボーリング1孔(MS-5)により断層の存否を確認する。

3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) **女島(女島地点)(ボーリング調査(①**一①'断面図))





- ・ボーリング調査の結果,文献断層①の通過位置付近において地表から約20mまでの地層は急傾斜を示し,それ以深の地層は緩傾斜を示しており,断層は認められない。
- ・古浦層内の地層は連続して分布していること及び古浦層と成相寺層が整合関係と考えられることから, 地層 に顕著な不連続は想定されない。
- ・古浦層と成相寺層の境界に文献断層①に相当する断層は認められない。
- ・成相寺層の泥岩に貫入岩が分布しており、貫入岩と貫入境界にせん断面及び破砕は認められない。

3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) **女島(女島地点)(ボーリング調査(②-②'断面図))**





 ・ボーリング調査の結果、地表から約20mまでの地層は急傾斜を示し、それ以深の地層は緩傾斜を示しており、 顕著な断層は認められない。
 ニホズ 国内の地図は連結していたしていることか。

・古浦層内の地層は連続して分布していることから、地層に顕著な不連続は想定されない。



3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)(7)西端(女島) 第271回審査会合 女島(女島地点)(ボーリング調査(破砕部②の性状)) 資料1-1 P118 加筆·修正 ②-②'断面図 N <u>/ s</u> MS-5(135m)+ 2 鹿野・中野(1986)に記載の伏る 新屋通過位置(文献新層) MS-7(90m BHTV撮影(114.46~114.74m) MS-6(80m MS-1(60m) MS-2(135m) 破砕部(2) 114.500 (深度114.6m) N86E/85S MS-3(120m) 114.600 114,700 250 m



- ・コア観察の結果, MS-4の深度114.6m付近において, 古浦層の泥岩と 礫岩を境する破砕部が確認された。
- ・破砕部には、1~3mm程度の細粒部(砂混り粘土)が見られるが、条線 は縦ずれ(走向方向から90°左回転)であり、母岩に破砕は認められな い。
- ・実体顕微鏡観察の結果,下盤側の礫岩に破砕部と一連の変形構造と 考えられる構造(逆断層センス)が認められる。



3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) 女島(女島地点)(ボーリング調査(破砕部③の性状))





3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) **女島(女島地点)**針貫入試験(破砕部①, ③)

第309回審査会合 資料2−2 P98 再掲



 ・破砕部①(MS-3, 深度23.7m), 破砕部③(MS-6, 深度114.6m)及びその近傍において, 針貫入試験を実施した。
 ・針貫入試験は, 軟質な岩石の力学的性質を簡便に求めるための試験であるが, 今回は破砕部を挟む母岩が破砕部 近傍から硬質であることを確認するため実施した。



・針貫入試験の結果,破砕部①,③の針貫入勾配は,0.5~1.4N/mmである。

また、破砕部近傍の母岩は、硬質なため貫入不能であった。

- ・破砕部①の針貫入勾配が平均1.2N/mmであることに対して, 宍道断層の活断層区間である南講武(No.50)のせん断面近傍の針貫入 勾配は極めて軟質なため測定不能である。
- ・また、宍道断層の活断層区間である南講武における針貫入試験と比較すると、破砕部①、③は破砕部近傍から硬質であり貫入不能であることに対して、南講武(No.50)は破砕幅が広く(基盤岩が軟質な範囲:約16m)、著しく破砕を被っている範囲の基盤岩の針貫入勾配は3.0N/mm以下と軟質である。

3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) **女島(女島地点)**(ボーリング調査(破砕部①, ②, ③の連続性))





・破砕部①, ②, ③の性状について, コア観察, 針貫入試験及びCT画像解析等の結果, 破砕部近傍の母岩は硬質であり角礫状の破砕は認められない。 ・破砕部①, ②, ③の走向・傾斜について, BHTVの結果, 破砕部①はN65E/78S, 破砕部②はN86E/85Sであることに対して, 破砕部③はN1W/56Eである。 ・以上のことから, 破砕部①, ②, ③は一連の構造ではないと考えられる。

・しかしながら,破砕部①,②の走向は文献断層①の走向と概ね対応すること及び破砕部①,②の傾斜が高角度であることから,破砕部①,②の各々の 走向傾斜延長及び破砕部①②が連続すると仮定した場合の破砕部の連続性について,3次元検討を行う。

3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) 女島(女島地点)(ボーリング調査(破砕部①の連続性))





3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) 女島(女島地点)(ボーリング調査(破砕部②の連続性))





3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) 第309回審査会合 女島(女島地点)(ボーリング調査(破砕部①, ②の連続性)) 資料2-1 P92 加筆·修正 凡 No.23WG No.22WG No.23BM No.22BM 貫入岩(ドレライト・安山岩等) —— 層理面の走向・傾斜 ——— 逆転層の走向・傾斜 泥岩 地質境界 砂岩 背斜軸 ➡ 砂岩·泥岩互層 文献断層① - 祥岩 流紋岩質火砕岩 女島 文献断層② / 火山角礫岩 鹿野・中野(1986)に記載の 在断層通過位置 沖積層 野・中野(1986)に記載の 貫入岩(安山岩) AS-5(135m) 泥岩 成相寺層 🛆 流紋岩質火砕岩 MS-7(90m デイサイト質火砕岩 破砕部①、②の連続と東西走向を 泥岩 古浦層 MS-1(60m) 砂岩・礫岩 仮定する場合の走向傾斜延長 Mas-3(120m) 20 \$30 女島西方 500m 250

J 31011112173111111

・破砕部①,②が連続すると仮定した場合の破砕部の連続性について,東西走向を仮定し各ボーリング孔における破砕部の延長位置を確認したところ,いずれのボーリング孔にも交差しないことが確認された。
 ・このため,音波探査測線において破砕部の延長位置及び文献断層通過位置を確認し,該当位置付近の記録を確認した。

・破砕部の延長位置及び文献断層通過位置付近に、断層活動を示唆する変状は認められない。

3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) 女島(女島地点)(ボーリング調査(破砕部の活動性))



破砕部の連続性は認められないが, 仮に連続するとした安全側の評価として,「破砕部の条線観察結果」,「現在の東 西圧縮応力場で推定されるすべり角計算値」及び「横ずれ断層の端部性状に係る文献調査結果」より, 破砕部の活動性 を検討する。

【検討方法】

すべり角は断層面上の最大せん断応力方 向と一致するという仮定に基づき,現在の応 力場を東西圧縮応力場として推定される破 砕部①,②,③のすべり角を推定し,条線方 向と比較検討した。



破砕部	観察結果			計算值	
	走向	傾斜	条線方向	東西圧縮応力場で推定され るすべり角(λ 1)	検討結果
破砕部①	N65E (概ね東西系)	78S	70 [°] 左回転 (逆断層センス)	5°右回転 (右横ずれ断層センス)	走向:文献断層①と概ね対応する。 条線方向:東西圧縮応力場で推定されるす べり角と対応しない。
破砕部②	N86E (東西系)	85S	90°左回転 (逆断層センス)	0 [°] (右横ずれ断層センス)	走向:文献断層①と対応する。 条線方向:東西圧縮応力場で推定されるす べり角と対応しない。
破砕部③	N1W [※] (南北系)	56E	70 [°] 左回転 (逆断層センス)	(90 [°] 左回転) (逆断層センス)	※南北走向であることから,東西走向の文 献断層①と対応しない。

【条線観察結果】:破砕部①,②の条線方向は,「縦ずれ優勢(逆断層センス)」を示す。 【すべり角計算値】:現在の東西圧縮応力場で推定される破砕部①,②のすべり角は,「横ずれ」を示す。 【検討結果】:破砕部①,②の条線方向は,東西圧縮応力場で推定されるすべり角と対応しない。 【文献調査結果】:粟田ほか(1996)⁽³²⁾の地震断層の変位量分布によると,右横ずれ逆断層の北淡地震断層系では,全域で水平変位ととも に鉛直変位が確認されており,断層線が屈曲,ステップ,分岐する端部付近においても,水平変位と鉛直変位が認められ,鉛直変位が卓 越する傾向は認められない。



項目	南講武 (後期更新世以降の活動が認められる断層)	女島 (破砕部①, ②, ③)
地形	変位地形・リニアメント(Aランク)が認められる。	変位地形・リニアメントは認められない。
粘土幅	10cm	数mm
針貫入試験 (せん断面近傍,破砕部)	(せん断面近傍)極めて軟質なため針貫入勾配 は測定不能である。	(破砕部)針貫入勾配は, 0.65~1.25N/mmを示 す。
基盤岩の性状	活断層を挟んだ基盤岩が, 幅約16mの区間が 著しく破砕を被っている。	破砕部近傍の基盤岩が、破砕を被っていない。
針貫入試験 (基盤岩)	著しく破砕を被っている範囲の基盤岩の針貫入 勾配は3.0N/mm以下と軟質である。	破砕部近傍の基盤岩が,硬質であり貫入不能 である。
破砕部の連続性	連続性の良いせん断面が認められる。	破砕部①, ②, ③が確認されたが, それらの走 向・傾斜等から, 連続する構造ではないと考え られる。
運動センス	横ずれ断層センスを示す。 (横ずれ断層に特徴的な構造が認められる。)	縦ずれ優勢の逆断層センスを示す。
活動時期	東西圧縮応力場の下にある後期更新世以降に 活動している。	東西圧縮応力場の下にある後期更新世以降に 活動したものではないと評価した。

・女島の破砕部と、南講武の断層(宍道断層)の比較検討の結果、性状等が著しく異なる。

3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) **女島(地層の急傾斜部に係る検討)**





 ・鹿野・中野(1986), 鹿野・竹内ほか(1991)によると、地質断層としての宍道断層の通過位置上における地層の急傾斜部は、古浦〜女島〜美保地点の区間では 女島地点と美保地点に示されているが、その他地点では示されていない。なお、坂浦地点では、宍道断層の通過位置の北側に地層の急傾斜部が示されている。
 ・以上のことから、女島地点、美保地点及び坂浦地点の地層の急傾斜部の性状を詳細に観察した。

3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) **女島(地層の急傾斜部の性状(女島地点))**





・地質断層としての宍道断層の通過位置上における地層の急傾斜部は、古浦層の礫岩・火山円礫岩及び一部泥岩・凝灰岩の薄層からなる。一部の凝灰岩は風化作用により明灰色の粘土混りシルト状となるが、上方及び下方へは連続しない。また、層理面沿いは固結、密着している。





露頭写真全景

3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) **女島(地層の急傾斜部の性状(女島地点))**



第309回審査会合

資料2-1 P114 再掲

3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) **女島(地層の急傾斜部の性状(女島地点))**



第309回審査会合

資料2-1 P115 再揭

3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) **女島(地層の急傾斜部の性状(美保地点))**









 ・地質断層としての宍道断層の通過位置上における地層の 急傾斜部は、牛切層の礫岩・火山円礫岩及び一部泥岩 及び凝灰岩の薄層からなり、急傾斜を示す層理面沿いは 固結、密着している。
 ・凝灰岩は、風化作用を受け亀裂が発達しやや軟質である が、礫岩との境界部は固結、密着している。

・以上のことから、固結後の断層活動は認められない。

3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) **女島(地層の急傾斜部の性状(美保地点))**





3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) 女島(地層の急傾斜部の性状(美保地点))









泥岩~凝灰岩の層理面及び礫岩との地層境 界は固結, 密着している。また, 層理面は波 打っており、未固結時の変形が認められる。



凝灰岩及び礫岩は,風化作用を受け 亀裂が発達するが,明瞭な堆積構造 を示す。



(拡大写真)	
凝灰岩と礫岩の境界は固結、密	
着している。	



未固結時の変形として,凝灰岩中の 砂質部に層厚変化が認められ, 固結 した断層沿いに引きずり構造が認め られる。

3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) **女島(地層の急傾斜部の性状(坂浦地点))**



・鹿野・中野(1986)によると、地質断層としての宍道断層の 通過位置の北側である、坂浦地点で最大90°地層が傾斜 するとされている。

・地表地質踏査の結果、貫入岩付近に文献と同様に地層の 急傾斜部が認められるが、貫入岩の末端に向かって地層が 緩くなり、大局的には背斜軸から北では北傾斜を示す。

・文献断層及び変位地形・リニアメント延長位置付近には急 傾斜部は認められない。



第309回審査会合

資料2-1 P124 再掲

3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) **女島(地層の急傾斜部の性状(坂浦地点))**

1000



第309回審査会合

資料2-1 P125 再掲

127



スケッチ範囲

凡例

砂岩・泥岩(織岩を含む)]牛切層

成相寺層

]古浦曆

沖積層
 地すべり堆積物
 L12面段丘堆積物
 L1面段丘堆積物
 其入岩

泥岩

流紋岩質大砕岩
 砂岩(泥岩を挟む)

地質境界
 断層
 断層(推定)
 青斜軸
 層理面の走向・傾斜
 (注ぎ取り・ビット調査位置)

短線は地形的に低い個を、矢印(→)は 尾根・谷の屈曲方向を示す。

摘み(急領斜)

文献による断層 文献による推定断層 文献による伏在断層

14

・坂浦の急傾斜部は、成相寺層の流紋岩質火砕岩から成り、 急傾斜を示す露頭に断層は認められない。 <u>・ 北</u> 流紋岩質火砕岩(成相寺層) 層理面

10 20 30 40

N80W / 765



鹿野・中野(1986)より引用・加筆

- ・鹿野・中野(1986)によると、古浦層は、下部の方で泥質岩が卓越し、上位に向かうにつれて砂岩~礫岩が卓越するようになるとされている。また、砂岩は下部の方でタービダイトあるいはタービダイト類似の特徴を示すものが多いとされている。
- ・鹿野・中野(1986)によると、古浦層の堆積環境は、上位層準ほど粗粒堆積物が卓越する等の特徴から、堆積場の水深が次第に 浅くなったか、堆積物の供給源が近い所に迫ってきたことを意味しているとし、泥質岩は湖の静かな水底に堆積したことを示し、 上方に向かうにつれてそこにより粗粒の重力流堆積物が流入するようになり、扇状地を形成したとされている。また、粗粒の重力 流堆積物は扇状地のチャネル堆積物と考えられるとされている。
- ・古川ほか(2008)⁽³³⁾によると, 古浦層中部~上部の地層に対して堆積相解析の方法を適用して, 堆積環境の復元を試みた結果, 波浪堆積構造やスランプ堆積物が頻繁に見られることから, この地層は<u>比較的浅い斜面環境の地層であるとし, ファンデルタの</u> <u>地層が推定される</u>とされている。


29



山内(1977)より引用

- ・山内(1977)⁽³⁴⁾によると,秩父盆地を事例として中新統内の乱堆積(スランプ)構造の形態的特徴を3つの型と9つの亜型に区分されている。また,山内(1977)は,乱堆積(スランプ)構造が比較的発達した段階の三次元モデルを示している。
- ・山内(1979)⁽³⁵⁾によると、中新統内の乱堆積(スランプ)層は特定の層準に密集して発達しているものが 多いとされている。また、山内(1979)は、<u>乱堆積(スランプ)層を形成した海底地すべり(スランピング)の</u> 成因について、堆積物の可動性(滑動層の存在、滑動性に影響を与える岩相の相違等)と堆積面の傾斜 にあるとし、後者について海底地すべりが発生した古海底斜面の傾斜を計算した結果、3~10°の緩傾 斜であることを示している。

3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島)

女島(地層の急傾斜部の成因(スランプ相の分布(①-①'断面図)))





・ボーリング調査の結果、古浦層には、偽礫を含む堆積層が複数箇所で認められ、また、一部で堆積構造の乱れやスランプ褶曲が認められる(スランプ相)。これらの堆積構造は、古浦層中部〜上部の地層に対して認められる未固結時の堆積構造(スランプ構造)と考えられ(古川ほか(2008)等)、女島では、比較的小規模であり連続性に乏しい。
 ・スランプ相の分布と地層の傾斜との関係は認められない。

3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) 女島(地層の急傾斜部の成因(スランプ相の分布(②-②'断面図)))





・ボーリング調査の結果、①-①・断面図と同様に、古浦層において、比較的小規模であり連続性に乏しいスランプ構造が認められる。

・スランプ相の分布と地層の傾斜との関係は認められない。







3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) 女島(まとめ)



133



- ・鹿野・中野(1986)によると、地質断層としての宍道断層について、「古浦から西方での行方は確認されていないが、その延長に当たる魚瀬や、更に西方に宍道断層と同規模の北上がり高角逆断層があることから、それに続く可能性が高い。宍道断層やその延長部に当たる断層の南側にある断層の多くは北あるいは南傾斜40-90°の逆断層で宍道断層同様複背斜を切っており、恐らく宍道断層とほぼ同時期に形成された。」とされている。
- ・鹿野・中野(1986)によると、女島地点において、地質断層としての宍道断層の延長に当たる可能性が高いとして、沿岸部に90°の急傾斜を示す古浦層と30°の緩傾斜を示す成相寺層との間に伏在断層(文献断層①)、その分岐断層として、陸域部に25°の緩傾斜を示す古浦層と70°の急傾斜を示す古浦層との間に断層(文献断層②)が示されている。また、文献断層②は、女島西方において、東北東-西南西方向の背斜軸を切る断層として示されている。
- ・山陰地域における応力場の変遷について, 鹿野・吉田(1985)によると, 中期~後期中新世頃まで主応力(σ_{Hmax})の方向はNS 方向であり, 宍道断層は中期中新世末期~後期中新世に形成されたとしている。また, 多井(1973)を引用し, 宍道褶曲帯を形成 した運動は, 和久羅山安山岩噴出(後期中新世末期)前に終了したと考えられているとしている。

2. 変動地形学的調査

・鹿島町古浦〜福原町の間は尾根・谷の系統的かつ明瞭な右屈曲が認められるが、古浦西方においては、変位地形・リニアメント
 は認められない。さらに、宍道断層の主要部が尾根・谷の右屈曲を示すのに対して、男島付近では左屈曲が認められる。
 ・女島付近においては、変位地形・リニアメントは認められない。

3. 地表地質踏查

(1)女島西方地点

- ・文献断層②の通過位置付近の沿岸部の露頭に断層は認められない。
- ・女島から女島西方まで背斜軸が通過し,連続した構造と考えられる。
- (2) 女島地点
- ・文献断層②の通過位置付近の露頭に断層は認められない。また、古浦層の礫岩・火山円礫岩が緩やかな背斜・向斜を示すことから、断層は推定されない。
- ・急傾斜(85°北)の古浦層の礫岩・火山円礫岩と、やや緩傾斜(30°北)の成相寺層のデイサイト質火砕岩が分布することから、 文献断層①の通過位置付近に、南傾斜の逆断層が推定される。
- 1~3の調査結果から、文献断層②の通過位置付近に断層は認められない。急傾斜を示す古浦層と緩傾斜を示す成相寺層との 間の文献断層①の通過位置付近に、南傾斜の逆断層が推定されることから、ボーリング調査により、断層の存否を確認した。

3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島) 女島(まとめ)



4. ボーリング調査(女島地点)

(1)①-①'断面

- ・地表から約20mまでの地層は急傾斜を示し、それ以深の地層は緩傾斜を示しており、断層は認められない。また、傾斜変換部において、破砕部は認められない。
- ・古浦層内の地層は連続して分布していること及び古浦層と成相寺層が整合関係と考えられることから, 地層に顕著な不連続は想定されない。
- 古浦層と成相寺層の境界に文献断層①に相当する断層は認められない。
- ・成相寺層の泥岩に貫入岩が分布しており、貫入岩と貫入境界付近に、貫入後の断層活動は認められない。なお、鹿野ほか(1994)によると、 塩基性-中性の貫入岩の年代は中期中新世~後期中新世とされている。

(2)②-② '断面

- ・文献断層①の通過位置付近において、細粒部を伴う破砕部①、②、③が認められる。
- ・地表から約20mまでの地層は急傾斜を示し、それ以深の地層は緩傾斜を示しており、傾斜変換部において破砕部は認められない。
- ・古浦層内の地層は連続して分布していることから、地層に顕著な不連続は想定されない。
- a. 破砕部の連続性評価
- ・破砕部の連続性評価の結果,破砕部①はN65E/78S,破砕部②はN86E/85Sであることに対して,破砕部③はN1W/56Eであることから,破砕部①,②と破砕部③の連続性は認められない。
- また、3次元的な詳細な検討により、各ボーリングにおける破砕部①及び破砕部②の走向傾斜延長に位置するコア性状の確認の結果、破砕部は認められないこと等から、破砕部①、破砕部②及び破砕部③の連続性は認められない。
- b. 破砕部の活動性評価
- ・破砕部の活動性評価の結果,横ずれ断層の端部性状に係る文献調査では横ずれ断層の端部は鉛直変位が卓越する傾向は認められないことから,破砕部①及び破砕部②の縦ずれ優勢の条線は,横ずれ断層の端部性状を示すものではない。
- 更に,現在の東西圧縮応力場で推定される破砕部のすべり角は横ずれを示すと考えられるが,破砕部の条線観察結果は縦ずれ優勢を示 すことから,現在の東西圧縮応力場に活動したものではないと評価した。

|c. 破砕部と活断層との性状比較

・破砕部と後期更新世以降の活動が認められる断層(南講武地点)の性状の比較検討の結果, 女島の破砕部の針貫入勾配が0.65~ 1.25N/mmを示すことに対して, 南講武地点の破砕部は極めて軟質なため測定不能を示すこと等から,後期更新世以降の活動が認められる |断層とは性状が著しく異なる。

(1), (2)の調査結果より, 文献断層①の通過位置付近に, 震源として考慮する活断層は認められない。

3. 宍道断層の評価(3)地質調査(宍道断層の西側)⑦西端(女島)

女島(まとめ)

第324回審査会合 資料3-2 P29 加筆・修正



- 5. 女島地点の地層の急傾斜部に係る検討
- (1) 地層の急傾斜部の性状
- ・地質断層としての宍道断層の通過位置上における地層の急傾斜部は、古浦〜女島〜美保地点の区間では女島地点と美保地点に示されているが、その他地点では示されていない。なお、坂浦地点では、宍道断層の通過位置の北側に地層の急傾斜部が示されている。
- ・女島地点の地層の急傾斜部に関する露頭状況の調査の結果、急傾斜を示す層理面沿いは、概ね固結、密着していることから、 固結後の断層活動は認められない。
- ・美保地点の地層の急傾斜部に関する露頭状況の調査の結果、急傾斜を示す層理面沿いは、固結、密着していることから、固結
 後の断層活動は認められない。
- ・坂浦地点の地表地質踏査の結果,文献と同様に貫入岩付近に地層の急傾斜が認められるが,貫入岩の末端に向かって地層が 緩くなり,大局的には背斜軸から北では北傾斜を示す。また,急傾斜を示す露頭に断層は認められない。
- ・以上のことから、地層の急傾斜部の連続性は認められず、また少なくとも後期更新世以降の断層活動は認められない。

(2) 地層の急傾斜部の成因

- ・文献調査及びボーリング調査の結果、古浦層には、海底地すべりに伴うスランプ構造が複数認められるが、スランプ相の分布と 地層の傾斜との関係は認められない。
- ・また,文献調査の結果,海底地すべりが発生する古海底斜面の傾斜は,3~10°の緩傾斜であるとされている。
- ・以上のことから, 地層の急傾斜部の成因は, 海底地すべりによるものでなく, 中期中新世頃から後期中新世頃までの南北圧縮応 力場による褶曲運動の可能性が考えられる。
- (1), (2)の調査結果より、女島地点の地層の急傾斜部の成因は、中期中新世頃から後期中新世頃までの南北圧縮応力場による る褶曲運動によるものと評価した。
- また,ボーリング調査等の結果,地層が非対称褶曲を示すことから,ボーリング調査範囲より更に深部に断層が存在する可能 性は否定できないが,存在すると仮定した場合でも女島地点の連続露頭の調査の結果,少なくとも後期更新世以降の断層活動を 示す性状が認められないことから,震源として考慮する活断層ではないと評価した。



3. 宍道断層の評価

(4) 西端付近の断層活動性



宍道断層の西端付近の断層活動性を評価するために,以下の観点から,各地点の 調査結果を比較・検討した。

- ・変動地形学的調査による谷の屈曲量・屈曲率
- ・<u>地層の高度差</u>(断層による鉛直変位量)
- ・<u>断層の性状</u>

3. 宍道断層の評価(4) 西端付近の断層活動性 西端付近の断層活動性(谷の屈曲量・屈曲率の比較)



第309回審查会合

資料2-2 P53 加筆·修正

38

3. 宍道断層の評価(4) 西端付近の断層活動性 西端付近の断層活動性(鉛直変位量の比較)



第309回審査会合

資料2-2 P54 加筆·修正

139)

地層の年代毎の鉛直変位量の比較

	迴谷	佐陀宮内仲田	南講武	
鉛直変位量	約0 [※] ~約0.4m	約1.3m	約1.3m	
	(約7千~1万年前の地層)	(約1.2万年前の地層)	(約1.1万年前の地層)	
	約0.8 [※] ~約1.3m		約1.6m	
	(約2万年前の地層)		(約2万年前の地層)	
	約1.0 [※] ~約1.5m			
	(約2.5万年前の地層)	—	_	

※地表面の傾斜(約0.5m北側低下)を考慮した場合

・地層の高度差を断層による鉛直変位量として検討した結果, 廻谷の鉛直変位量は, 東側(佐陀宮内仲 田及び南講武)に比べて小さい。

3. 宍道断層の評価(4) 西端付近の断層活動性 西端付近の断層活動性(断層の性状比較)



第309回審査会合

資料2-2 P55 加筆·修正

断層の性状の比較

地点 検討 項目	女島 (ボーリング調査)	廻谷 (ボーリング調査)	長廻池西方 (断層露頭)	佐陀本郷 (ボーリング調査, トレンチ調査)	南講武〜尾坂間 の平野部 (ボーリング調査)	南講武 (ボーリング調査, トレンチ調査)	七田南方 の沢 (断層露頭)
せん断面の 性 状	- (破砕部は確認さ	断層部に明瞭なせん断 面は認められず, 断層 粘土を伴わない。	断層部に明瞭なせん 断面が認められる。	礫岩と安山岩質火砕岩と の間に、幅30cm程度の断 層粘土と連続性の良いせ ん断面が認められる。	断層部は粘土化し, 明瞭なせん断面が 認められる。	新第三系に接する幅 10cm程度の断層粘土と , 連続性の良いせん断 面が認められる。	幅5cm程度の断層 粘土を切る直線的 なせん断面が認め られる。
基盤岩の 性 状	れたか、只道断 層の延長部に対 応する断層は認 められない。)	断層上盤側の古浦層 の泥岩は,顕著な破砕 を被っていない。	断層を挟んで成相寺 層の流紋岩及び泥岩 は,断層粘土を伴うが ,顕著な破砕は被っ ていない。	断層を挟んで古浦層の安 山岩質火砕岩は角礫化し , 断層粘土を伴うが, 顕著 な破砕は被っていない。	断層を挟んで成相 寺層の泥岩・流紋岩 質火砕岩は顕著な 破砕を被っている。	断層を挟んで, 古浦層の 安山岩質火砕岩及び成 相寺層の泥岩・流紋岩 質凝灰岩が顕著な破砕 を被っている。	古浦層と成相寺層 が断層で接してお り、断層面沿いで は成相寺層の泥岩 の破砕が著しい。

・南講武(宍道断層の主要部)では,連続性の良いせん断面が認められ,基盤岩は断層による顕著な破砕を被っている。

・佐陀本郷,長廻池西方,廻谷では、基盤岩は断層による顕著な破砕を被っていない。

・廻谷では、明瞭なせん断面は認められない(断層粘土を伴わない)。

・女島では、宍道断層の延長部に対応する断層は認められない。なお、女島で確認された破砕部の性状は、南講武の活断層の性状と著しく異なる。

3. 宍道断層の評価 (4) 西端付近の断層活動性 西端付近の断層活動性(まとめ)

第309回審査会合 資料2-2 P56 加筆・修正



宍道断層の西端付近の断層活動性を評価するために,各地点の調査結果を比較・検討した結果,以下のことを確認した。

- 1. 谷の屈曲量・屈曲率の比較
 - ・変動地形学的調査による谷の屈曲量・屈曲率を比較・検討した結果, 西端付近は南講武 付近と比較して, 次第に小さくなる傾向が認められ, 杉山ほか(2005)で示された横ずれ 断層の変位量分布のパターン(山型・複合型)と整合的である。
- 2. 鉛直変位量の比較
- ・地層の高度差を断層による鉛直変位量として比較・検討した結果, 廻谷の鉛直変位量は, 東側(佐陀宮内仲田及び南講武)に比べて小さい。
- 3. 断層の性状比較
- ・断層性状を比較・検討した結果, 佐陀本郷, 長廻池西方及び廻谷では, 基盤岩は断層に よる顕著な破砕を被っていない。また, 廻谷では明瞭なせん断面は認められない。

以上のことから、断層活動性について、西端付近は宍道断層の主要部である南講武付近 と比べて低下していると評価した。また、女島では、宍道断層の延長部に対応する断層は認 められない。



3. 宍道断層の評価

(5) 西端の評価

3. 宍道断層の評価 (5)西端の評価 調査結果(南講武~古浦)

第309回審査会合 資料2-2 P22 加筆·修正







^{※1} 鹿野・中野(1986)による断層・伏在断層・推定断層

※2 中田ほか(2008)による鹿島断層(推定活断層)







■地質調査結果(宍道断層の西側)

- 陸域(女島付近,男島付近,古浦西方)における地表地質踏査,ピット調査等の結果,断層は認められ ない。
- 陸海境界付近(古浦沖, 男島付近, 女島付近)における海底面調査の結果, 男島付近の溝地形及び女 島付近の海底地形の高まりを除き, 海底地形面には東西方向へ連続する構造は認められない。また, 溝地形及び海底地形の高まりの成因は, 潜水調査, はぎ取り調査等の結果, 岩質の差を反映した組織 地形と評価した。さらに, 女島では陸海境界付近を横断する群列ボーリング調査, 急傾斜部における露 頭調査等の結果, 宍道断層の延長部に対応する断層は認められない。
- 海域及び沿岸付近(古浦沖, 男島付近, 女島付近, 女島~大田沖断層)における音波探査の結果, 後 期更新世以降の断層活動を示唆する変位や変形は認められない。また, 古浦~十六島沿岸付近の重 カコンターの傾斜部は, 音波探査等の結果, F-①断層及びF-②断層に伴う音響基盤の落差を反映し たものと評価した。また, これらの断層は, D2層(中新統)に変位や変形が認められるが, 後期更新世以 降の断層活動は認められない。

(補足説明1.(1) 古浦~十六島沿岸付近 参照)





3. 宍道断層の評価

(6)地質調査(宍道断層の東側)

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側) ①調査結果の概要

鳥取沖西部断層

宍道断層の東端検討

■文献調査

・「日本重カデータベース DVD版」(地質調査総合センター編(2013))のデータセットを用いて作成した敷地周辺の重力異常の水平勾配図及び鉛直1次微分図において、中海北 岸付近に東北東-西南西方向に帯状の分布が確認される。

 ・地震調査研究推進本部(2016a)において、宍道断層(鹿島)東部に、活断層の可能性のある構造(P1)が記載されているが、これは活断層の可能性があるものの、活断層として の証拠が揃っていないことから評価から外したとされている。また、活断層の可能性のある構造(P1)については、重力異常による構造不連続、島根半島東部の地形的特徴等に より、東延長の海陸境界付近には、地質構造が連続する可能性があるものの、活断層としての活動性については詳細なデータが不足し判断できていないとされている。

■地質調査

・宍道断層の東端評価において、端部の評価、末端性状及び重力異常について検討を行うために下宇部尾東以東のデータ拡充を実施した。調査結果を以下に示す。 ・変動地形学的調査(変位地形・リニアメントの有無,谷の屈曲量・屈曲率等の検討)の結果,下宇部尾以東では、南講武付近と比べて、断層活動性が低下している。 下宇部尾東におけるボーリング調査及びはぎ取り調査, 森山におけるトレンチ調査等の結果, 後期更新世以降の断層活動は認められないものの, 更に東方の森山から美保関 における地質調査の結果、陸域において一部断層を除き上載地層がないこと、また、陸海境界において十分な調査が実施できないことから、後期更新世以降の断層活動が完全 には否定できない。

・美保湾〜美保関町東方沖合いにおいて、複数の音源・測線による音波探査の結果、後期更新世以降の断層活動は認められず、明瞭な重力異常(重力コンターの急傾斜部)が 認められなくなる位置の音波探査測線は、No.3.5測線であることを確認した。

■宍道断層の東端評価

・申請時の東端「下宇部尾東」において幅広なはぎ取り調査等の結果、宍道断層に対応する断層は認められず、更に東方の森山におけるトレンチ調査等の結果、後期更新世以 降の断層活動は認められない。しかしながら、地震調査研究推進本部(2016)において宍道断層東部を「活断層の可能性のある構造(P1)」と評価しているため、その周辺の地質 について詳細に調査した結果、陸域では一部の断層を除いて上載地層がなく、後期更新世以降の断層活動が完全には否定できなかったこと及び陸海境界付近の調査結果の不 確かさを考慮し、島根半島の東方延長部を南北に横断し、稠密な測線間隔で複数の音源による浅部から深部の地質構造を調査した音波探査により精度や信頼性のより高い調 査結果が得られ、このうち後期更新世以降の断層活動が認められないことを確認し、かつ、明瞭な重力異常が認められないことを確認している「美保関町東方沖合い」を東端と する。

(東端検討に係る詳細な調査結果は「3.(6) ②~⑥」に示す。それ以外の地点の詳細な調査結果は「補足説明1.(2)地質調査(宍道断層の東側)」に示す。) ■宍道断層と鳥取沖西部断層の連動評価

・宍道断層と鳥取沖西部断層の間で実施した音波探査及び重力データ解析から、後期更新世以降の断層活動は認められないこと及び宍道断層で認められる明瞭な重力異常が 鳥取沖西部断層に連続しないこと等から、宍道断層と鳥取沖沖西部断層は連動しないと評価する。

(宍道断層と鳥取沖西部断層の連動評価は「4. 宍道断層と鳥取沖西部断層の運動評価」に示す。また、連動評価に係る詳細な調査結果は「補足説明2. 宍道断層と鳥取沖西部 断層との関係」に示す。)

活動が否定できないもの(海域)

00



30Km

NAORM sau

No.3

Ċī.

2<mark>1</mark>2

S31

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)①調査結果の概要 各地点の調査結果の概要

149

・宍道断層の東側の各地点の調査結果の概要を次頁以降に示す。



3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)②枕木山東方 枕木山東方: 枕木町~美保関町北浦(文献調査)





3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)②枕木山東方 枕木山東方(変動地形学的調査)





3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)②枕木山東方 枕木山東方(変位地形・リニアメントの成因)



鹿野・吉田(1985)より引用・加筆

第443回審査会合

資料1 P173 再掲

15*2*)

・鹿野・吉田(1985)によると、枕木山東リニアメントの成因について、「リニアメントを境にして北西側の 山地高度は南東側に比べてやや高く、また、リニアメントは宍道断層から派生したと考えられる地質断 層と一致し、断層の両側には断層とほぼ平行な走向をもって成相寺層の泥質岩及びドレライト岩床が 分布することから、組織地形であると判断される。」とされている。

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)②枕木山東方 枕木山東方(地質図)

第83回審査会合 資料3-2 P22 加筆·修正





3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)②枕木山東方 枕木山東方(調査の概要)





3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)②枕木山東方 枕木山東方(ピット調査(Loc. M-2))





3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)②枕木山東方 枕木山東方(はぎ取り調査(Loc. M-1))



第83回審査会合

資料3-2 P24 再掲

156

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)②枕木山東方 枕木山東方(はぎ取り調査(Loc. M-1))





 ・断層内物質は固結し、これを切るような新しいせん断面は 認められないことから、少なくとも後期更新世以降の断層活 動は認められない。

第83回審査会合

資料3-2 P25 加筆·修正

157

・変位地形・リニアメントは泥岩と、貫入岩との岩相差を反映 した組織地形と評価した。 3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)②枕木山東方 枕木山東方:枕木町~美保関町北浦(まとめ)



(158)

- 1. 文献調查·変動地形学的調查
- 枕木山東方の枕木町から美保関町北浦間では、谷や尾根の屈曲は認められず、山地内の鞍部、直線
 谷、開析された南東側低下の崖が認められる。
- ・ 鹿野・吉田(1985)に示されるリニアメントに対応する枕木山東リニアメントついて、鹿野・吉田(1985)は、
 「リニアメントを境にして北西側の山地高度は南東側に比べてやや高く、また、リニアメントは宍道断層から派生したと考えられる地質断層と一致し、断層の両側には断層とほぼ平行な走向をもって成相寺層の
 泥質岩及びドレライト岩床が分布することから、組織地形であると判断される。」としている。
- 2. 地表地質踏查
- ・ 地表地質踏査の結果,背斜構造を有する南東側の古浦層及び成相寺層と,北西傾斜の同斜構造を示す成相寺層との間に断層が推定される。
- 3. はぎ取り調査・ピット調査

断層が推定される変位地形・リニアメント通過位置付近において調査を実施し,各地点の調査結果に より総合的に検討し,活動性を評価した。

- Loc.M-2では、ピット調査の結果、北西側に貫入岩のデイサイトが、南東側に泥岩が分布しており、断層は認められない。
- Loc.M-1では、文献や変位地形・リニアメントを含む幅広いはぎ取り調査の結果、一部で断層が確認されるが、断層内物質は固結し、これを切るような新しいせん断面は認められない。



以上のことから, 枕木山東方: 枕木町~美保関町北浦について, 後期更新世以降の断層活動は認め られず, 変位地形・リニアメントは泥岩と貫入岩との岩相差を反映した組織地形と評価した。

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)③下宇部尾付近 下宇部尾付近(変動地形学的調査)



第271回審査会合

資料1-2 P118 加筆·修正

159)

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)③下宇部尾付近 下宇部尾付近(調査位置及び地質図)



第271回審査会合

資料1-2 P119 加筆·修正

(160







・しかしながら、断層の上部地層に落ち込み構造が認められる ことから、本地点を挟んだ両外側においてトレンチ調査(下宇 部尾西トレンチ、下宇部尾トレンチ)を実施した。

第83回審査会合 161 資料3-2 P33 加筆·修正

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)③下宇部尾付近 (参考)下宇部尾地点(地質断面図(Ⅱ断面))



162



・ボーリング調査の結果,安山岩質火砕岩が広く分布し,小規模な変質帯(熱水変質作用により岩石・鉱物に変化が及んだ範囲)が認められるものの,断層は認められない。

・変位地形・リニアメント延長位置を含む下宇部尾トレンチ調査の結果,変質帯は確認されていないことから(次頁以降参照),申請時 (H25.12.25)の地質断面図(Ⅱ断面)に記載していた変質帯を削除する。

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)③下宇部尾付近下宇部尾北トレンチ(スケッチ)







 ・幅広いトレンチ調査の結果, 文献に示される範囲において断層は認められないが, 北西面の基盤(デイサイト)に断層を確認した。
 ・重鉱物分析, 花粉分析等の結果より, A層はMIS6(約13万年前)以前, B層はMIS5e(約11.5~13万年前)の堆積層と判断した。
 ・確認された断層はA層(MIS6以前の砂礫層)に変位を与えているものの, 上位のB層(MIS5eのシルト層及び砂礫層)に変位や 変形が認められないことから考慮する活断層ではないと考えているが, A層に含まれる火山灰は再堆積したものであるとも考えら れることから, 後期更新世以降の断層活動を完全には否定できないと評価した。



・下宇部尾北トレンチからほぼ谷筋に沿って下宇部尾平野部から中海北岸に至る地質断面図では,沖積層やDMP層準 は谷の傾斜と調和的な高度分布を示しており,断層活動を示唆する変位や変形は認められない。
3. 宍道断層の評価 (6)地質調査(宍道断層の東側) ③下宇部尾付近 下宇部尾東(地表地質踏査及び追加調査位置図) 資料1-2 P121 加筆·修正



第271回審査会合

165)

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)③下宇部尾付近下宇部尾東(ボーリング調査(①一①'断面図))

第271回審査会合

資料1-2 P122 加筆·修正

166

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)③下宇部尾付近下宇部尾東(ボーリング調査(②一②'断面図))

第271回審査会合 資料1-2 P123 加筆·修正

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)③下宇部尾付近下宇部尾東(はぎ取り調査(スケッチ))

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)③下宇部尾付近 下宇部尾付近(まとめ)

(170)

2. 変動地形学的調査(万原~下宇部尾東)
 ・美保関町万原から下宇部尾の間では河谷や尾根の右屈曲が認められ、また道路に沿って直線的な凹地が認められる。
 また、下宇部尾東までは傾斜変換線が認められる。

2. 地表地質踏查(万原)

・詳細地表地質踏査の結果、文献や変位地形・リニアメントの通過位置付近にはほぼ全面にわたって安山岩が分布しており、変位地形・リニアメントに対応する断層は認められない。(補足説明1.(2)万原参照)

3. ボーリング調査, トレンチ調査(下宇部尾)

- ・下宇部尾におけるボーリング調査の結果、断層が認められ、MIS7以前の地層に及んでいる可能性があるが、それらを 覆うDMP層及びMIS5cの堆積物に変位や変形は認められない。
- ・下宇部尾西トレンチ(北), (南)及び下宇部尾トレンチの結果, 断層は認められない。
- ・下宇部尾北トレンチの結果,断層が認められる。断層はA層(MIS6以前の砂礫層)に変位を与えているものの,上位のB層(MIS5eのシルト層及び砂礫層)に変位や変形が認められないことから考慮する活断層ではないと考えているが,A層に含まれる火山灰は再堆積したものであるとも考えられることから,後期更新世以降の断層活動を完全には否定できないと評価した。

4. ボーリング調査, はぎ取り調査(下宇部尾東)

・ボーリング調査の結果、ほぼ南北走向の断層は認められるが、北東側の谷筋に向かう断層は認められない。また、変位地形・リニアメント及び文献断層に対応する断層も認められない。

- ・はぎ取り調査の結果,地質の連続性を確認し,変位地形・リニアメントの延長位置及び文献断層の通過位置付近にお いて,断層は認められない。
- ・はぎ取り調査で確認された貫入岩を対象にボーリング調査を行った結果,深度2.3m付近と5.4m付近において,貫入岩 と堆積岩の貫入境界を確認した。
- ・貫入岩には、貫入境界面と同方向の割れ目が発達するが、せん断面は認められない。
- ・以上のことから、下宇部尾東において、変位地形・リニアメント及び宍道断層に対応する断層は認められないと評価した。

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山付近(文献調査)

第443回審査会合

資料1 P68 加筆·修正

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山付近(変動地形学的調査)

第271回審査会合

資料1-2 P128 加筆·修正

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近

判読内容(変位地形・リニアメント,その他の地形群)

変位地形・リニアメント及びその他の地形群一覧表(下宇部尾東・森山付近)

		活断層研究会編(1991),			
番号	変位地形・リニアメント のランク	地形要素	理由	中田ほか(2008), 原安委WG3(2009)及び 今泉ほか編(2018)との対比	
1	D(下宇部尾東)	<u>山地高度は北側が高い。谷の北縁をつく る急斜面(傾斜変換線)</u> 。その他, 1箇所の 尾根の右屈曲, 2箇所の鞍部。東延長の 尾根線①に右屈曲は認められない。	下宇部尾付近のBランク及びCランクのリ ニアメントの東延長にあたる <u>山地高度に差 がある</u> 。 地形群(傾斜変換線)の長さは短いことか らDランクとした。	 ・活断層研究会編(1991)の 森山(確実度皿)に対応 ・中田ほか(2008)の活断層, 今泉ほか編(2018)の活断層 (位置やや不明確)に対応 	
2	_	<u>尾根高度に差はない</u> 。1本の谷の右屈曲, 2箇所の鞍部。しかし, 西部の4本の尾根 は曲がっていない。	系統的な屈曲地形及び <u>高度差は認められ</u> <u>ず</u> ,地形群が同一方向に横ずれあるいは <u>縦ずれしたと解釈できない</u> ことから変動地 形の可能性はない。	_	
3	D(森山北)	番号①(下宇部尾東)の変位地形・リニアメ ントの東延長上にあり、 <u>山地高度は北側が 高い</u> 。3箇所の明瞭な鞍部。1箇所の傾斜 変換線。	山地高度不連続をなす山麓に3箇所の鞍 部が連続する。 地形群の長さは短く、西延長上の番号① (下宇部尾東)の変位地形・リニアメントで は尾根線①に屈曲がないことからDランク とした。	・活断層研究会編(1991)の 森山(確実度皿)に対応	
4	_	1箇所の鞍部及び尾根, <u>2箇所の傾斜変</u> 換線, 7本の尾根。しかし, 尾根・谷に明瞭 な屈曲は認められない。 <u>1箇所で尾根高度</u> <u>は北側がやや高い</u> 。	系統的な屈曲地形及び <u>高度差は認められ</u> <u>ず</u> ,地形群が同一方向に横ずれあるいは <u>縦ずれしたと解釈できない</u> ことから変動地 形の可能性はない。	 ・中田ほか(2008)の推定活断層(地表)に対応 ・原安委WG3(2009)の推定活断層に対応 ・今泉ほか編(2018)の活断層(位置やや不明確)に対応 	
5	4箇所の鞍部, 1本の谷の右屈曲, <u>2箇所</u> の崖。しかし, その他の尾根・谷に右屈曲 ー は認められない。 <u>東半分の尾根高度は北</u> <u>側がやや高い</u> 。		系統的な屈曲地形は認められず,地形群 が同一方向に横ずれしたと解釈できない。 また, <u>高度差も系統的ではない</u> 。地形群は 連続性に乏しく,長さは短いことから変動 地形の可能性はない。	_	
6	_	2箇所の崖,7本の尾根,2箇所の風隙か らなり,山地高度は北西が高い。しかし, 地形群は連続性,鮮明さに欠ける。また, 尾根・谷に明瞭な屈曲は認められない。	系統的な屈曲地形は認められず,地形群 が同一方向に横ずれしたと解釈できない。 また,高度差も系統的ではない。地形群は 連続性に乏しく,鮮明さに欠け,長さは短 いことから変動地形の可能性はない。	—	

下線部:縦ずれ変位に起因する地形に関する記載箇所

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山付近(地表地質踏査(地質図))

第271回審査会合

資料1-2 P129 加筆·修正

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山北(ボーリング調査(地質断面図))

第491回審査会合

資料2 P43 再掲

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山北(ピット調査(ピット1))

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山北(断層露頭箇所,トレンチ調査箇所)(まとめ)

1. 森山北

- (1) 変動地形学的調査
- ・ 鞍部が断続的に認められるが、 尾根・谷の系統的な屈曲は認められない。
- (2)ボーリング調査
- 変位地形・リニアメントの延長位置において断層が認められる。
- (3)ピット調査
- ・ 基盤に認められる断層上位の地層(大山松江軽石層(DMP)を含むローム層, 砂層, 角礫層)に変位・変形は認め られないことから, 少なくとも大山松江軽石層の堆積時期以降の断層活動はない。

以上のことから、断層露頭の調査、ボーリング調査及びピット調査結果により総合的に検討した結果、泥岩と砂岩 を境する断層を確認したが、基盤に認められる断層上位の地層(大山松江軽石層(DMP)を含むローム層、砂層、角 礫層)に変位・変形は認められないことから後期更新世以降の断層活動は認められないと評価した。

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山(露頭観察及び火山灰分析)

- 断層には、明瞭なせん断面は認められず、北傾斜を示しており、断層を覆う崖錐堆積物に変位・変形は認められない。
- ・ 研磨片観察の結果,幅2cm程度の角礫部が認められる。また,薄片観察の結果,複合面構造は認められない。
- ・ 崖錐堆積物において, 堆積構造の異常(すべり面や異質岩片の混入等)は認められず, 松井(1993)⁽³⁸⁾による一般的な 土壌の色相変化と整合している。
- ・ 崖錐堆積物3層は赤褐色を呈する。また、斜面上方において赤色化した土壌は認められない。
- ・ 崖錐堆積物における火山灰分析の結果, 崖錐堆積物2層には, AT(姶良Tn火山灰, 約2.8~3.0万年前)が含まれる。
- 角内石の含有量 (3000日中) ● 500日中) ● 500日日 ● 500日 ● 500日日 ● 500日日

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山(遊離酸化鉄分析(森山断層露頭の赤色土との比較))

遊離酸化鉄分析結果								
試料名	層準	酸性シュウ酸塩 可溶鉄	ジチオナイト 可溶鉄	全鉄	活性度	結晶化指数	結晶化指数	
		Feo(mg/g)	Fed(mg/g)	Fet(mg/g)	Feo/Fed	(Fed-Feo)/Fet	の型団	
森山中-03	崖錐堆積物2	5	44	102.9	0.12	0.38	0.20~0.20	
森山中-04	崖錐堆積物1	6	39	84.2	0.16	0.39	0.38~0.39	
森山中-01	崖錐堆積物3	6	80	134.5	0.08	0.55		
森山中-02	崖錐堆積物3	5	69	122.3	0.08	0.52		
森山中3-1	崖錐堆積物3	9	78	133.6	0.11	0.52		
森山中3-2	崖錐堆積物3	7	100	138.9	0.07	0.67	0.50~0.67	
森山中3-3	崖錐堆積物3	8	81	141.2	0.10	0.51		
森山中3-4	崖錐堆積物3	8	72	121.1	0.11	0.53		
森山中3-5	崖錐堆積物3	8	61	105.7	0.14	0.50		
SS-05	DMPより下位	10	43	83.7	0.22	0.40 💥		
SS-05	DMPより下位	8	48	67.3	0.17	0.59		
Y-6	DMPより下位	7	47	66.1	0.15	0.60	0.40~0.04	
MN-01	DMPより下位	7	55	70.3	0.13	0.67	0.40~0.84	
SN-12	DMPより下位	6	53	57.2	0.10	0.84		
MS-16	DMPより下位	4	72	86.5	0.06	0.79		
:森山断層露頭 崖錐堆積物3 :松江地域周辺地点DMPより下位の赤褐色ローム層(赤色土								

※SS-05(1回目):DMPが混入した可能性高いため、左記のダイヤグラムには記載していない

- ・ 森山断層露頭における遊離酸化鉄分析の結果, 崖錐堆積物3層の遊離酸化鉄の結晶化指数は, 0.50~0.67の範囲にあり, 永塚(1973)
 における赤色土に分類される。
- ・ 松江地域周辺における遊離酸化鉄分析の結果, DMPより下位の遊離酸化鉄の結晶化指数は, 0.40~0.84の範囲にあり, 概ね永塚 (1973)における赤色土に分類される。
- ・以上のことから, 森山断層露頭の崖錐堆積物3層については, 遊離酸化鉄の結晶化指数が, 松江地域周辺におけるDMPより下位の赤 色土のそれと同程度であることから, その形成年代はDMP降灰(約13万年前以降)層準と評価した。

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山(遊離酸化鉄分析(松江地域周辺の赤色土との比較)) ^{第474回審査会合} ^{資料3 P178 加筆・修正}

森山断層露頭及び松江地域周辺の試料採取地点の地質及び遊離酸化鉄の結晶化指数

	地点	地形	現標高 (現河床からの比高)	基盤地質	堆積物	堆積物の 風化程度	試料採取 層準	遊離酸化鉄の 結晶化指数	備考
断	森山 層露頭	山地 (緩斜面)	約47m	成相寺層 古浦層	崖錐堆積物 (基質支持)	半くさり礫化 (崖錐堆積物3層)	崖錐堆積物 3層	0.50 ~ 0.67 ^(注)	崖錐堆積物の礫の風化 程度は次頁参照
松江地域周辺	MN-01	段丘 (Mf面)	約30m (約12m)	古江層	赤褐色シルト質 ローム	礫の表面 のみ風化	DMPの下 約5cm	0.67	_
	SN-12	丘陵 (緩斜面)	約24m	松江層 (泥岩)	赤褐色シルト質 ローム	くさり礫~ 半くさり礫化	DMPの下 約10cm	0.84	_
	MS-16	丘陵 (緩斜面)	約26m	松江層 (細粒砂岩)	赤褐色シルト質 ローム	虎斑状の 土壌構造が発達	DMPの下 約60cm	0.79	_
	Y6	段丘 (H2面)	約44m	布志名層	赤褐色シルト質 ローム	_	DMPの下 約10cm	0.60	_
	SS-05	段丘 (H3面)	約29m (約24m)	布志名層 大森層	赤褐色軽石質 ローム	_	DMPの下 約5cm	0.59	_

(注) 遊離酸化鉄の結晶化指数の平均値は0.54,標準偏差は0.06である。

【森山断層露頭】

- ・崖錐堆積物において、堆積構造の異常(すべり面や異質岩片の混入等)は認められず、松井(1993)による一般的な土壌の色相変化と整合する。また、崖錐堆積物3層は赤褐色を呈する。
- ・崖錐堆積物の構成礫は安山岩質の角礫を主体とし、基質は砂(一部、シルト・粘土分を含む)からなる基質支持の構造を示す。 また、崖錐堆積物3層の構成礫は、半くさり礫化する。
- 【松江地域周辺】
- ・現標高や現河床からの比高に依存せず,中位段丘(Mf面)及び高位段丘(H2面,H3面)を含むいずれの地点においても,DMPの直下で赤色土が形成されている。
- ・赤色土は、基盤地質に依存せず、様々な岩種の分布域において形成されている。

・森山断層露頭及び松江地域周辺のいずれも基質支持の堆積物であり、基質部(細粒物質)を対象として遊離酸化鉄分析を実施していることから、森山断層露頭の崖錐堆積物3層と松江地域周辺のローム層との比較は可能である。また、遊離酸化鉄分析の比較検討結果より、崖錐堆積物3層はDMP降灰層準と評価した。

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山(ボーリング調査)

- 断層露頭の南西側の平野部(CMP490付近)におけるボーリング調査の結果,古浦層のデイサイト質火砕岩中に断層が認められ,その南側に,古浦層と成相寺層を境する断層が認められる。また,反射法地震探査等の結果,これらの断層は,完新統に変位・変形を 与えていない。
- ・ 断層の走向及び北東側に位置する断層露頭から断層通過位置を推定し、 トレンチ位置を選定した。

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山(トレンチ調査)

182

・トレンチ調査の結果,基盤に2条の断層(A断層,B断層)が認められた。

・A断層・B断層と、ボーリング調査で認められた2条の断層の走向は、北東方向であり、概ね一致する。

・A断層が古浦層中のデイサイト質火砕岩中に発達すること, B断層が古浦層と成相寺層の地質境界に発達することは、ボ ーリング調査による2条の断層と整合的である。

・B断層は、古浦層と成相寺層を境し、北傾斜を示すという点で、既往調査で確認された鹿野・吉田(1985)に示された断層に対応する断層露頭と整合的である。

・2条の断層(A断層, B断層)を覆う地層に変位・変形は認められない。

・なお,上記以外に,大きく屈曲している,または南傾斜を示す断層が2条認められた。

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山(トレンチ調査)

【堆積層の形成年代】

・シルト質礫層には,DMPもしくはhpm1を示唆する普通角閃石やカミングトン閃石がほとんど含まれていない。後述する礫混りシルト層の形成年代を踏まえると,MIS5eより古い地層と考えら れる。

- ・礫混りシルト層は、下位のシルト質礫層をほぼ水平に覆い、DMPもしくはhpm1を示唆する普通角閃石やカミングトン閃石が含まれていることから、DMPもしくはhpm1降灰時から直後の堆積 物であり、MIS5e以前の地層と評価した。その理由として、DMPもしくはhpm1の検出下限は礫混りシルトの基底とほぼ一致し、下位のシルト質礫層には火山灰が検出されないことから、火 山灰の降灰時期と礫混りシルト層の堆積開始時期との時間間隙はほとんどないと判断されること、また、シルト主体の層相を呈すること等から、比較的静穏な堆積環境により形成されたと 判断されることが挙げられる。
- ・崖錐堆積物2層は,ATを含むことからMIS3の地層と考えられる。また,下位の礫混りシルト層を削り込んで堆積していることから,不整合関係にある。また,ATの検出下限は崖錐堆積物2 層の基底とほぼ一致し,下位の礫混りシルト層にATは検出されない。
- ・崖錐堆積物1層はATを含むが,その含有量が崖錐堆積物2層のそれより少ないこと及び礫層が下位の崖錐堆積物2層を削り込んで堆積しており不整合関係にあることから,MIS1の地層 と評価した。

【断層の活動性評価】

- ・ A断層は、シルト質礫層に変位・変形を与えていないことから、後期更新世以降の断層活動は認められない。
- B断層は,礫混りシルト層に変位・変形を与えていないことから,後期更新世以降の断層活動は認められない。

3. 宍道断層の評価(6)地質調査(宍道断層の東側)④森山付近 森山(断層露頭箇所,トレンチ調査箇所)(まとめ)

第474回審査会合 資料3 P191 加筆·修正

1. 断層露頭の調査

- ・ 露頭観察により, 鹿野・吉田(1985)に示された断層に対応する, 古浦層と成相寺層を境する断層を確認した。断層には, 明瞭なせん 断面は認められず, 断層を覆う崖錐堆積物3層に変位・変形は認められない。
- 研磨片観察及び薄片観察の結果,幅2cm程度の角礫部が認められるが,複合面構造は認められないことから南講武と比較して断 層活動性は低下している。
- 永塚(1973)における土壌型と活性度-結晶化指数ダイアグラムの関係によると、崖錐堆積物3層は赤色土に分類される。
- ・ 宍道湖東岸地域の赤色土がDMP(約13万年前以降)降灰以前の地層に発達するとされる大西(1979)⁽⁴⁰⁾の知見及び松江地域周辺 の赤色土に関する遊離酸化鉄分析の結果, 崖錐堆積物3層の遊離酸化鉄の結晶化指数が, 松江地域周辺のDMPより下位の赤色土 のそれと同程度であることから, 崖錐堆積物3層の形成年代はDMP降灰層準と考えられる。また, 森山断層露頭の崖錐堆積物を構成 する安山岩質の礫の風化程度を確認した結果, 崖錐堆積物3層の礫は, 崖錐堆積物1層及び崖錐堆積物2層の礫と比較し風化が進行 している。
- ・ 断層は、DMP降灰層準の崖錐堆積物3層に変位・変形を与えていないことから、後期更新世以降の断層活動は認められない。
- 2. ボーリング調査
- ・ 群列ボーリング調査の結果, 断層露頭の南西側の平野部(CMP490付近)において古浦層のデイサイト質火砕岩中に断層が認められ, その南側に, 古浦層と成相寺層を境する断層が認められる。また, 反射法地震探査等の結果, これらの断層は, 完新統に変位・変形を与えていない。
- 3. トレンチ調査
- ボーリング調査で認められた2条の断層に対応する、断層(A断層、B断層)が認められる。A断層は、一部に軟質な部分がみられるが、明瞭な断層ガウジは認められず、断層面は凹凸が著しく、断層を覆うシルト質礫層に変位・変形は認められない。B断層は、断層面沿いに幅約1mmの断層ガウジが認められるものの、断層面は凹凸が著しく、断層を覆う礫混りシルト層に変位・変形は認められない。
 礫混りシルト層は、下位のシルト質礫層をほぼ水平に覆い、DMPもしくはhpm1を示唆する普通角閃石やカミングトン閃石が含まれていることから、DMPもしくはhpm1降灰時から直後の堆積物であり、MIS5e以前の地層と評価した。
- シルト質礫層には、DMPもしくはhpm1を示唆する普通角閃石やカミングトン閃石がほとんど含まれていないことから、礫混りシルト層の形成年代を踏まえると、MIS5eより古い地層と評価した。
- ・ A断層は、MIS5eより古いシルト質礫層に変位・変形を与えていないことから、後期更新世以降の断層活動は認められない。
- B断層は、MIS5e以前の礫混りシルト層に変位・変形を与えていないことから、後期更新世以降の断層活動は認められない。

以上のことから、断層露頭の調査、ボーリング調査及びトレンチ調査結果により総合的に検討した結果、古浦層と成相寺層を境する 一連の断層を確認したが、後期更新世以降の断層活動は認められない。